

件名	愛媛県警察本部組織条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部警務課
根拠法令等	警察法施行令及び警察庁組織令の一部を改正する政令（平成19年4月1日公布、公布日施行）

【改正の概要】

犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に伴い、犯罪による収益の移転防止に関する事務を刑事部に行わせるもの

新	旧
<p>刑事部の所掌事務</p> <p>(1) 刑事警察に関すること。</p> <p>(2) 犯罪統計に関すること。</p> <p>(3) 暴力団対策に関すること。</p> <p>(4) 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。</p> <p>(5) 組織犯罪の取締りに関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(6) <u>犯罪による収益の移転防止に関すること。</u></p> <p>(7) 国際捜査共助に関すること。</p> <p>(8) 犯罪鑑識に関すること。</p>	<p>刑事部の所掌事務</p> <p>(1) 刑事警察に関すること。</p> <p>(2) 犯罪統計に関すること。</p> <p>(3) 暴力団対策に関すること。</p> <p>(4) 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。</p> <p>(5) 組織犯罪の取締りに関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(6) 国際捜査共助に関すること。</p> <p>(7) 犯罪鑑識に関すること。</p>

施行日

公布日

【その他参考事項】

警察法

（警視庁及び道府県警察本部）

第47条 都警察の本部として警視庁を、道府県警察の本部として道府県警察本部を置く。

4 警視庁及び道府県警察本部の内部組織は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

警察法施行令

（警視庁及び道府県警察本部並びに方面本部の内部組織の基準）

第4条 法第47条第4項に規定する警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準は、別表第1のとおりとする。

別表第1（第4条関係）

警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準

第1 部の名称及び所掌事務

3 刑事部

- イ 刑事警察に関すること。
- ロ 犯罪鑑識に関すること。
- ハ 犯罪統計に関すること。
- ニ 暴力団対策に関すること。
- ホ 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
- ヘ 組織犯罪の取締りに関すること（他部の所掌に属するものを除く。）
- ト 犯罪による収益の移転防止に関すること。
- チ 国際捜査共助に関すること。